議案第76号

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年12月20日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、出産した被保険者等に係る産前産後期間の国民健康保険税の減額に関する規定内容の文言整理を行うことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条 例

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和5年大口町条例第21号) の一部を次のように改正する。

第26条に1項を加える改正規定を次のように改める。 第26条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に 規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における 当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定す る金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額) は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、そ れぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の 額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて 得た額

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産 被保険者につき第11条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額(第 1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保 険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち 当該年度に属する月数を乗じて得た額

附則

この条例は、公布の日から施行する。

新

第26条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方|3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方 税法施行令第56条の89第4項に規定する 出産被保険者(以下「出産被保険者」という 。) が属する場合における当該納税義務者に 対して課する所得割額及び被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとし た場合にあっては、その減額後の被保険者均 等割額) は、当該所得割額及び被保険者均等 割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、そ れぞれ当該各号に定める額を減額して得た額 とす<u>る。</u>
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎 課税額の所得割額 当該出産被保険者につ き第3条の規定により算定した所得割額の 12分の1の額に、当該出産被保険者の出 産の予定日(地方税法施行規則第24条の 30の5に定める場合には、出産の日。以 下同じ。)の属する月(以下「出産予定月 」という。)の前月(多胎妊娠の場合には 、3月前)から出産予定月の翌々月までの 期間(以下「産前産後期間」という。)の うち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎 課税額の被保険者均等割額 当該出産被保 険者につき第5条の規定により算定した被 保険者均等割額(第1項に規定する金額を 減額するものとした場合にあっては、その 減額後の被保険者均等割額)の12分の1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間 のうち当該年度に属する月数を乗じて得た 額

- 第26条に次の1項を加える。
- 税法施行令第56条の89第4項に規定する 出産被保険者(以下「出産被保険者」という 。) が属する場合における当該納税義務者に 対して課する所得割額及び被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとし た場合にあっては、その減額後の被保険者均 等割額) は、当該所得割額及び被保険者均等 割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、 れぞれ当該各号に定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が、第2条第2項ただ し書、同条第3項ただし書及び同条第4項た だし書に定める額を超える場合には、当該額)とする。
- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎 課税額の所得割額 当該出産被保険者につ き第3条の規定により算定した所得割額の 12分の1の額に、当該出産被保険者の出 産の予定日(地方税法施行規則第24条の 30の5に定める場合には、出産の日)の 属する月(以下「出産予定月」という。) の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)か ら出産予定月の翌々月までの期間(以下「 産前産後期間」という。) のうち当該年度 に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎 課税額の被保険者均等割額 当該出産被保 険者につき第5条の規定により算定した被 保険者均等割額の12分の1の額に、当該 出産被保険者の産前産後期間のうち当該年 度に属する月数を乗じて得た額として、次 に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産 被保険者1人について次に定める額
 - ア 第1項第1号アに規定する金額を減額

新

した世帯

- (ア) 単胎妊娠の場合 2, 760円
- (イ) 多胎妊娠の場合 4,140円
- <u>イ</u> 第1項第2号アに規定する金額を減額 した世帯
 - (7) 単胎妊娠の場合 4,600円
 - (イ) 多胎妊娠の場合 6,900円
- <u>ウ</u> 第1項第3号アに規定する金額を減額 した世帯
 - (ア) 単胎妊娠の場合 7,360円
 - (イ) 多胎妊娠の場合 11,040円
- 工 アからウに掲げる世帯以外の世帯
 - (7) 単胎妊娠の場合 9,200円
 - (イ) 多胎妊娠の場合 13,800円
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出 産被保険者につき第7条の規定により算定 した所得割額の12分の1の額に、当該出 産被保険者の産前産後期間のうち当該年度 に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定に より算定した被保険者均等割額(第1項に 規定する金額を減額するものとした場合に あっては、その減額後の被保険者均等割額) の12分の1の額に、当該出産被保険者 の産前産後期間のうち当該年度に属する月 数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出 産被保険者につき第7条の規定により算定 した所得割額の12分の1の額に、当該出 産被保険者の産前産後期間のうち当該年度 に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定に より算定した被保険者均等割額の12分の 1の額に、当該出産被保険者の産前産後期 間のうち当該年度に属する月数を乗じて得 た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ 、それぞれ出産被保険者1人について次に 定める額
 - <u>ア</u> 第1項第1号ウに規定する金額を減額 した世帯
 - (ア) 単胎妊娠の場合 930円
 - (イ) 多胎妊娠の場合 1,395円
 - <u>イ</u> 第1項第2号ウに規定する金額を減額 した世帯

新

- (ア) 単胎妊娠の場合 1,550円
- (イ) 多胎妊娠の場合 2,325円
- <u>ウ</u> 第1項第3号ウに規定する金額を減額 した世帯
 - (7) 単胎妊娠の場合 2,480円
 - (イ) 多胎妊娠の場合 3, 720円
- エ アからウに掲げる世帯以外の世帯
 - (ア) 単胎妊娠の場合 3,100円
 - (イ) 多胎妊娠の場合 4,650円
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護 納付金課税額の所得割額 当該出産被保険 者につき第11条の規定により算定した所 得割額の12分の1の額に、当該出産被保 険者の産前産後期間のうち当該年度に属す る月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護 納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額
 - <u>ア</u> 第1項第1号オに規定する金額を減額 した世帯
 - (ア) 単胎妊娠の場合 1,110円
 - (イ) 多胎妊娠の場合 1,665円
 - <u>イ</u> 第1項第2号オに規定する金額を減額 した世帯
 - (ア) 単胎妊娠の場合 1,850円
 - (イ) 多胎妊娠の場合 2,775円
 - ウ 第1項第3号オに規定する金額を減額した世帯
 - (7) 単胎妊娠の場合 2,960円

- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護 納付金課税額の所得割額 当該出産被保険 者につき第11条の規定により算定した所 得割額の12分の1の額に、当該出産被保 険者の産前産後期間のうち当該年度に属す る月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

新	旧
	(1) 多胎妊娠の場合 4,440円 エアからウに掲げる世帯以外の世帯 (7) 単胎妊娠の場合 3,700円 (1) 多胎妊娠の場合 5,550円

改正要旨

1 改正の趣旨

(1) 税制改正と条例改正

国民健康保険税は、保険者である市町村が、条例により、その算定方法等を 規定していますが、国の税制改正により地方税法が改正されたときは、その都 度、愛知県を通じて総務省から提示される「条例(例)」を参考に、条例改正 を行っています。

(2) 一部改正条例の一部改正

令和5年9月議会定例会で議決された、大口町国民健康保険税条例の一部を 改正する条例(令和5年大口町条例第21号。以下「一部改正条例」という。) は、令和5年9月28日に公布されましたが、施行期日は令和6年1月1日の ため、現時点では未施行です。

一部改正条例は、出産した被保険者等に係る産前産後期間の国民健康保険税 の減額に関する規定を追加したもので、その規定内容は、当時、総務省から提 示された「条例(例)」に準拠していました。

しかし、今般、総務省から「条例(例)」の修正版が提示されたため、一部 改正条例の一部改正が必要となったものです。なお、今回の一部改正条例の一 部改正は、規定した内容の文言整理を行うもので、産前産後期間の国民健康保 険税を減額するための算定方法及び減額する額に変更はありません。

2 改正の内容

(1) 所得割額

所得割額に係る規定内容の改正はありません。

	区分	減額		条 項
基礎課税額 分所得割額	単胎妊娠	課税対象所得額×税率5. 7 ×1/12×4月	7 6 %	第26条第3項第1号

	多胎妊娠	課税対象所得額×税率5.76% ×1/12×6月	
後期高齢者 支援金等分	単胎妊娠	課税対象所得額×税率2.35% ×1/12×4月	- 第26条第3項第3号
所得割額	多胎妊娠	課税対象所得額×税率2.35% ×1/12×6月	第20未第3項第3万
介護納付金	単胎妊娠	課税対象所得額×税率1.78% ×1/12×4月	- 第26条第3項第5号
分所得割額	多胎妊娠	課税対象所得額×税率1.78% ×1/12×6月	7 第 2 0 米第 3 供第 3 万

^{*}課税対象所得額…前年の総所得金額等から基礎控除43万円を差し引いた額

(2) 均等割額

均等割額に係る規定内容について、改正前は減額する額を定めていましたが、 所得割額と同様の規定方法に改めます。

	区 分	減額	条 項
基礎課税額	単胎妊娠	・均等割額×1/12×4月・7割・5割・2割軽減後の均等割額×1/12×4月	第96条第9百年9 旦
分均等割額	多胎妊娠	・均等割額×1/12×6月・7割・5割・2割軽減後の均等割額×1/12×6月	第26条第3項第2号
後期高齢者	単胎妊娠	・均等割額×1/12×4月・7割・5割・2割軽減後の均等割額×1/12×4月	数00及数0面数4 月
支援金等分 均等割額	多胎妊娠	・均等割額×1/12×6月・7割・5割・2割軽減後の均等割額×1/12×6月	第26条第3項第4号
介護納付金	単胎妊娠	・均等割額×1/12×4月・7割・5割・2割軽減後の均等割額×1/12×4月	第26条第3項第6号
分均等割額	多胎妊娠	・均等割額×1/12×6月・7割・5割・2割軽減後の均等 割額×1/12×6月	炉 2 0 木舟 3 快角 0 万

*改正前

① 7割軽減世帯

	区 分	減額	条 項
甘水钾 形 好 八 七 公 宝 1 好	単胎妊娠	2,760円	第26条第3項第2号ア
基礎課税額分均等割額	多胎妊娠	4,140円	第20末第3項第2万/

後期高齢者支援金等分	単胎妊娠	930円	第26条第3項第4号ア
均等割額	多胎妊娠	1,395円	第 2 0 未第 3 視第 4 万 /
介護納付金分均等割額	単胎妊娠	1, 110円	第26条第3項第6号ア
	多胎妊娠	1,665円	第 2 0 采第 3 垻第 0 万 /

② 5割軽減世帯

	区 分	減額	条 項
####################################	単胎妊娠	4,600円	第26条第3項第2号イ
基礎課税額分均等割額	多胎妊娠	6,900円	
後期高齢者支援金等分	単胎妊娠	1,550円	第26条第3項第4号イ
均等割額	多胎妊娠	2,325円	
<u> </u>	単胎妊娠	1,850円	第26条第3項第6号イ
介護納付金分均等割額	多胎妊娠	2,775円	邪 4 0 米邪 3 垻界 0 万1

③ 2割軽減世帯

	区 分	減額	条 項
世 7世 3田 7岁 かこ 八 11-1 たた 中山かご	単胎妊娠	7,360円	第06条第 0佰第0只占
基礎課税額分均等割額	多胎妊娠	11,040円	第26条第3項第2号ウ
後期高齢者支援金等分	単胎妊娠	2,480円	第26条第3項第4号ウ
均等割額	多胎妊娠	3,720円	
介護納付金分均等割額	単胎妊娠	2,960円	第26条第3項第6号ウ
刀	多胎妊娠	4,440円	衆40米界3垻界0万リ

④ ①から③までの世帯以外の世帯

	区分	減額	条 項
世 7世 3田 4岁 6年 1八 1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	単胎妊娠	9,200円	第96 条第9項第9只示
基礎課税額分均等割額	多胎妊娠	13,800円	第26条第3項第2号工
後期高齢者支援金等分	単胎妊娠	3, 100円	第26条第3項第4号工
均等割額	多胎妊娠	4,650円	
介護納付金分均等割額	単胎妊娠	3,700円	第26条第3項第6号工
	多胎妊娠	5,550円	免 4 0 未免 3 供免 0 万二

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。